

監査報告書

令和4年5月20日

学校法人 創価学園
理事会
評議員会 御中

学校法人 創価学園

監事 尾崎圭治



監事 佐藤康則



私たちは、学校法人創価学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第21条の定めに基づいて同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人創価学園の令和4年3月31日現在の財産目録及び計算書類は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、学校法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。又、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は、認められません。

以上